三　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の七の規定による認定
四　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の十の規定による認定
五　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の五の七の規定による認定
六　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第六十条の二十一の規定による認定

2　法第五十二条の六十一の二十一第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる者のいずれかの社員である者とする。

一　農業協同組合法第九十二条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会
二　水産業協同組合法第百二十一条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会
三　協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の八に規定する認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会
四　労働金庫法第八十九条の十一に規定する認定労働金庫電子決済等代行事業者協会
五　農林中央金庫法第九十五条の五の八に規定する認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会
六　株式会社商工組合中央金庫法第六十条の二第三項に規定する認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会

（認定電子決済等代行事業者協会の役員等がその職務に関して知り得た情報の目的外利用の禁止の適用除外）

第十六条の十二　法第五十二条の六十一の二十五第二項に規定する政令で定める業務は、法第二条第十九項に規定する認定電子決済等代行事業者協会が次の表の上欄に掲げる認定のいずれかを受けた一般社団法人であつて、当該認定電子決済等代行事業者協会の役員等（法第五十二条の六十一の二十五第一項に規定する役員等をいう。以下この条において同じ。）が当該一般社団法人の同表の下欄に掲げる業務に従事する場合における当該業務とする。

農業協同組合法第九十二条の五の六の認定	同法第九十二条の五の七に規定する業務
水産業協同組合法第百二十一条の五の六の認定	同法第百二十一条の五の七に規定する業務
協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の七の認定	同法第六条の五の八に規定する業務
労働金庫法第八十九条の十の認定	同法第八十九条の十一に規定する業務
農林中央金庫法第九十五条の五の七の認定	同法第九十五条の五の八に規定する業務
株式会社商工組合中央金庫法第六十条の二十一の認定	同法第六十条の二十二に規定する業務

（外国法人等である電子決済等代行業者に対して法の規定を適用する場合の読替え）

第十六条の十三　電子決済等代行業者（法第二条第十八項に規定する電子決済等代行業者をいう。第十七条の五において同じ。）が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合における法の規定の適用に当たつての法第五十二条の六十一の三十の規定による読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十二条の六十一の三第一項第一号	氏名	氏名及び外国に住所を有する個人にあつては、日本における代理人の商号、名称又は氏名

第五十二条の六十一の三第一項第三号	所在地	所在地並びに主たる営業所又は事務所の名称及び所在地（外国に主たる営業所又は事務所を有する場合に限る。）
第五十二条の六十一の三第二項第二号	含む。）	含む。）並びに国内における主たる営業所又は事務所の登記事項証明書（国内に営業所又は事務所を有する場合に限る。）
第五十二条の六十一の七第一項第三号	役員	役員（外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。）
第五十二条の六十一の七第一項第四号	決定により解散したとき	決定（外国の法令上これに相当するものを含む。次号において同じ。）を受けたとき
	破産管財人	破産管財人（外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。）
第五十二条の六十一の七第一項第五号	とき	とき（国内における営業所又は事務所の清算を開始したときを含む。）
第五十二条の六十一の八第一項第四号	事務所	事務所の連絡先及び国内に当該営業所又は事務所を有しない場合にあつては、日本における代表者又は代理人
第五十二条の六十一の十七第二項	営業所	国内における営業所
	所在（法人である場合にあつては、その法人を代表する役員の所在）	日本における代表者若しくは代理人の所在

第十七条の四の次に次の一条を加える。

第十七条の五　次に掲げる長官権限は、登録申請者（法第五十二条の六十一の三第一項に規定する登録申請者をいう。）又は電子決済等代行業者の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該登録申請者又は電子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　法第五十二条の六十一の三第一項の規定による登録申請書の受理
二　法第五十二条の六十一の四第一項及び第五十二条の六十一の六第二項の規定による登録
三　法第五十二条の六十一の四第二項及び第五十二条の六十一の五第二項の規定による通知
四　法第五十二条の六十一の四第三項の規定による公衆への縦覧
五　法第五十二条の六十一の五第一項の規定による登録の拒否
六　法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項、第五十二条の六十一の七第一項並びに第五十三条第五項の規定による届出の受理並びに法第五十二条の六十一の十三の規定による報告書の受理
七　法第五十二条の六十一の十四第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令